

区分		交付限度額	
1	町内小中高校生の児童生徒が国、地方公共団体または公共的団体が主催もしくは後援する全道大会以上の大会に出場する個人または団体	必要経費の2分の1以内	
		ア. 全国大会に出場する団体の場合	80万円
		イ. 全国大会に出場する個人の場合	16万円
		ウ. 全道大会に出場する団体の場合	24万円
		エ. 全道大会に出場する個人の場合	8万円
2	国、地方公共団体または公共的団体が主催もしくは後援する全国大会に全道の代表として出場する個人または団体	必要経費の3分の1以内	
		ア. 全国大会に出場する団体の場合	40万円
		イ. 全国大会に出場する個人の場合	16万円
3	文化団体等が全国または全道規模の大会を本町で開催する場合	ア. 全国規模の大会開催の場合は、別途協議	
		イ. 全道規模の大会開催の場合は、経費の2分の1以内で、限度額を40万円	
4	文化団体等が本町の文化振興に資する事業を開催する場合	その都度教育委員会が決定します。	
5	国際大会その他遠軽町教育委員会が必要と認める大会	その都度教育委員会が決定します。	